

**新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 対策に係る
JWTA 車いすテニス NF 拠点利用ガイドライン**

(Ver. 1.0)

一般社団法人日本車いすテニス協会

【 背景と目的 】

「新型コロナウイルス（以下、COVID-19 という）の感染拡大によって多くのアスリートが社会活動や競技大会参加、さらにはトレーニング活動の自粛を余儀なくされている。世界保健機関（WHO）や国内行政機関による感染拡大阻止のための様々な対策と国民一人一人の努力によって、この感染症はいずれ終息を迎えることが期待されている。ただし、従来の多くの感染症と同様、COVID-19 の終息は極めて緩徐に進むことが予想され、スポーツ活動の再開は段階的なプロセスを経て実施することが望ましい。国内外の医科学的な文献・資料等情報を基にアスリートを中心とした今後の活動に向けた段階的準備プログラムの方針を示し、関係組織（スポーツ庁等）と検討を継続していく」¹⁾

¹⁾ 「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策としてのスポーツ活動再開ガイドライン（HPS 版）」からの引用（P.13「参考文献」参照）

上記指針を受け、一般社団法人日本車いすテニス協会（以下、NF という）では、NTC 競技別強化拠点（車いすテニス）いづつかスポーツ・リゾート（以下、NF 拠点という）における屋内/屋外テニスコートおよびトレーニング室等を安全に利用する為の段階的ガイドラインを以下に策定する。密閉空間、密集場所、密接場面の「三つの密」を生じさせないよう、各段階における適切な対人距離に留意すること、また、手洗い・うがいや消毒等感染症に係る基本対策を徹底することにより、COVID-19 の感染拡大を防止し、車いすテニス選手や関係者が安心安全に車いすテニスに取り組める環境整備を目的とする。また、NF 拠点を利用しての強化合宿等の開催、および海外遠征等に係るガイドラインは、別途設けることとする。

本ガイドラインでは、NF 拠点到特化した手順やルールを示しているが、全国各地域においても、各地特有の条件や制限等を加味した上でぜひご適用いただき、車いすテニス活動が安全・活発に継続できるよう切に願うものである。

尚、本ガイドラインは、国・都道府県・スポーツ庁・JSC・JOC・JPC・HPSC・NTC からの情報更新に伴い、随時改定するものとする。

<バージョン管理> 改定履歴を記載し、改定部分にアンダーラインを施す

バージョン	日付	作成・改定者	修正・変更点
1.0	20210315	JWTA 強化本部	全体

軽微な改定： 小数点に1を加算 例) 1.0 → 1.1
大規模な改定： 整数に1を加算 例) 1.0 → 2.0

【 目次 】

1. NTC 競技別強化拠点（車いすテニス）いづかスポーツ・リゾート利用（屋内／屋外 テニスコート・トレーニング室）における段階的ルール	P4
2. いづかスポーツ・リゾート利用における感染予防のための手順とルール	P6
3. 屋内／屋外テニスコートにおける感染予防のための手順とルール	P9
4. トレーニング室における感染予防のための手順とルール	P11
5. 新型コロナウイルス陽性感染者が発生した場合の対処	P12
6. 参考文献	P13

1. NTC 競技別強化拠点（車いすテニス）いづかスポーツ・リゾート利用（屋内／屋外 テニスコート・トレーニング室）における段階的ルール

●各 Phase の考え方（P5「表 1」参照）

考慮すべき項目として、COVID-19 の感染拡大状況に伴う警戒レベル（Alert Level）と競技活動の段階（Phase）を区別する必要がある。Alert Level は 以下 3 段階とする。

A：緊急事態宣言（特定地域指定）が出されている時期

B：緊急事態宣言は解除されたが、引き続き警戒が必要な時期

C：新しい生活様式を踏まえた通常状態

上記に沿って、競技活動の Phase を 5 段階とし、次ページ「表 1 JWTA 車いすテニス NF 拠点利用ガイドライン NF 拠点（いづかスポーツ・リゾート）における各 Phase の考え方」に定める。

表1 JWTA車いすテニスNF拠点利用ガイドライン NF拠点(いいづかスポーツ・リゾート)における各Phaseの考え方

Alert Level	A:緊急事態宣言		B:緊急事態宣言は解除されたが、引き続き警戒が必要な時期		C:新しい生活様式
Phaseの段階	Phase1	Phase2	Phase3	Phase4	Phase5
体調管理	NF指定の体温記録アプリを利用し体温記録を報告 (利用日より遡って2週間以内に問題がある場合は、コート・トレーニング室ともに利用不可)				体温記録報告は不要 検温等体調管理記録は継続
PCR検査	■定期的に利用する選手はを2週間に1度のPCR検査 ※NF拠点単発利用の場合はNFに報告するとともに、随時判断				PCR検査は不要
屋内/屋外コート	■屋内コートでは換気を十分に考慮する(原則開け放し。あるいは20分に1回程度の換気) ■屋外/屋内ともに「選手+スタッフで2名以内/1面」を推奨 ■コート内は水分補給以外の飲食NG	■屋内コートでは換気を十分に考慮する(原則開け放し。あるいは20分に1回程度の換気) ■屋外/屋内ともに「選手+スタッフで2名以内/半面」かつ「4名以内/1面」を推奨 ■コート内は水分補給以外の飲食NG	■屋内コートでは換気を十分に考慮する(原則開け放し。あるいは20分に1回程度の換気) ■屋外/屋内ともに「選手2名以内+スタッフ1名以内/半面」かつ「6名以内/1面」を推奨 ■コート内は水分補給以外の飲食NG		通常のテニスコート環境(感染予防ルール厳守)
トレーニング室	■同時に入室可能な人数は2名以内とする ■水分補給以外の飲食NG	■同時に入室可能な人数は5名以内とする ■水分補給以外の飲食NG	■同時に入室可能な人数は10名以内とする ■水分補給以外の飲食NG		通常のトレーニング環境(感染予防ルール厳守)
移動	■公共交通機関の利用は禁止 ■自動車・徒歩移動が主体	■原則公共交通機関の利用は禁止 ■原則自動車・徒歩移動が主体	■公共交通機関の利用は飛行機のみ可能(ただし十分な感染予防を講じること) ■空港までの移動含め、原則自動車移動(合宿時NFによる送迎あり)	■自動車・徒歩等の移動が主体 ■飛行機以外の公共交通機関の利用も可能(ただし十分な感染予防を講じること)	通常の移動環境(感染予防ルール厳守)
宿泊	■宿泊を伴わない日帰り利用のみ	■原則宿泊を伴わない日帰り利用とする(ただし指導者はこの限りではない)	■遠方からの利用者・移動困難者は宿泊可(ただしシングルユースのみ)	■遠方からの利用者・移動困難者は宿泊可(ルームシェアも可能)	通常の宿泊環境(感染予防ルール厳守)
食事	■各自持参による必要最低限の補食は可能 ■他者と対面にならないよう場所を考慮 ■食事は自家用車車内または屋外で密にならない環境を選択すること		■施設内店舗利用も可能		通常の食事環境(感染予防ルール厳守)
会議	■屋内での会議は禁止	■屋内での会議は原則禁止(トレーニング室・多目的室ともに)		■トレーニング室利用の場合：10名以内 ■多目的室利用の場合：30名以内 ■換気を十分に考慮する(原則開け放し。あるいは20分に1回程度の換気)	通常の会議環境(感染予防ルール厳守)

<注意事項>

- 上記表1の下線部は、『新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策に係るJWTA車いす活動再開ガイドライン ver3.0』からの変更点とする
- 各Phaseから次Phaseへの移行は、日本政府ならびに飯塚市による諸対策や発信等を総合的に判断しNFにより決定する(ただし、各Phaseは最短でも2週間程度は維持するものとする)
- 常に一定の対人距離(2m以上)を保持するよう留意すること

2. いづかスポーツ・リゾート利用における感染予防のための手順とルール

●施設利用の手順

- 1) NF 拠点利用前に、強化指定選手・次世代育成強化指定選手・強化スタッフ（NF スタッフならびにパーソナルコーチ・パーソナルスタッフを含む）は各自、対策内容を十分に理解し、自署による同意書提出をもって、利用可能とする（同意書未提出の場合は利用不可）
- 2) NF 提示の感染予防対策が守られていない場合、他の利用者の安全を確保する等の観点から、テニスコートならびにトレーニング室の利用を取り消したり、途中退場を求めたりすることがある
- 3) 強化指定選手・次世代育成強化指定選手・NF スタッフは、NF 指定の体温記録アプリを用い体温及び体調を報告すること。パーソナルコーチ・サポートスタッフ等、NF 拠点を単発利用する者は、NF 拠点利用の2週間前より毎日朝晩2回（できれば起床後と就寝前を推奨）体温と体調を記録し、NF 指定の体温記録アプリを利用し報告するか、またはNF 指定の体温記録表を提出すること
- 4) Phase4 まではNF 拠点を定期的に利用する選手ならびにその選手に関わるパーソナルコーチやNF スタッフは、体調管理の観点より2週間に1度PCR検査を実施するものとする

※体調確認のPhaseは下記の通りとする

Phase	体調確認
Phase1	NF 指定の体温記録アプリへの記録または体温記録表の提出 毎日：強化指定選手/次世代育成強化指定選手/NF スタッフ 利用前2週間分：NF 拠点を単発利用するパーソナルコーチ 含む
Phase2	NF 指定の体温記録アプリへの記録または体温記録表の提出 毎日：強化指定選手/次世代育成強化指定選手/NF スタッフ 利用前2週間分：NF 拠点を単発利用するパーソナルコーチ・サポートスタッフ 含む
Phase3~4	NF 指定の体温記録アプリへの記録または体温記録表の提出 毎日：強化指定選手/次世代育成強化指定選手/NF スタッフ 利用前2週間分：NF 拠点を単発利用するパーソナルコーチ・サポートスタッフ・ヒッティングパートナー 含む
Phase5	体温記録表提出の必要は無いが、記録としての検温・体調管理は継続する

※NF 指定の体温記録アプリ利用による報告または体温記録表の提出が無ければ、NF 拠点利用は不可とする

- 5) また、体温・体調の記録と同時に、下記に該当する項目が無いのかも確認すること
尚、NF 拠点利用日の過去2週間に該当項目がある場合は、利用を認めない

ただし、下記①②の症状においては、医療機関を受診し当該施設利用に問題ないと医師が認めた場合は、それを証明する医師発行書面の提出をもって、利用を認めることとする

※利用前 2 週間における以下の症状の有無

- ① 発熱（平熱を超える、または 37.5 度以上）、咳、喉の痛みなどの風邪症状、だるさ、息苦しさ（呼吸困難）、味覚や嗅覚の異常、体が重く感じる、疲れ易い等
- ② 発熱や咳・咽頭痛
- ③ 新型コロナウイルス陽性感染者との濃厚接触の有無
- ④ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいるか
- ⑤ 過去 2 週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

6) 利用日前日に NF スタッフがアプリ利用による記録情報、または提出された体温記録表を確認し、新型コロナウイルス感染を疑う症状や行動歴がある場合、利用不可となる場合がある（味の素 NTC は中澤、NF 拠点は馬場の管理とする）

7) 体温記録は電子上での管理とする。NF は、対象者から提出された体温記録は毎月 1 日に CSV ファイルとして前月分を出力し、JISS share 上のフォルダに保管するものとする

8) NF スタッフへの報告について

※NF 拠点利用日前 2 週間ならびに利用後 2 週間以内に体調不良があった場合、すぐに NF スタッフに報告すること

（岩崎・中澤・三浦・遠藤・蛭江・増田・馬場・塚本のうち 1 名）

※2 週間以内に NF 拠点利用の予定がない場合は、体調不良が 2 日以上継続した時点で NF スタッフに報告すること

（岩崎・中澤・三浦・遠藤・蛭江・増田・馬場・塚本のうち 1 名）

9) 報告を受けた NF スタッフは、NF 内で情報を即座に共有すること（個人情報に留意すること）

10) NF 拠点利用後に新型コロナウイルス感染が発覚した場合には、濃厚接触者有無を含め、速やかに各拠点責任者まで申し出ること（本ガイドライン P19「6. 新型コロナウイルス陽性感染者が発生した場合の対処」参照）

11) NF 管理体制として、トレーニング室を利用した日は、トレーニング室の床を 1 日 1 回、少なくとも翌日には清掃できる状態にしておく

●NF 拠点までの移動

1) 自宅や滞在先から NF 拠点への移動については、段階的ルール(P5「表 1」)参照のこと

2) 公共交通機関利用に関しては、Phase3 以降、順次可能とする（P5「表 1」参照）

尚、公共交通機関利用の際には、混雑時の時間帯を極力避けるよう留意すること

3) 移動中は、必ずマスクを着用すること

●NF 拠点利用の流れ

1) NF 拠点利用当日は、トレーニングルームにて体温を測定するとともに、利用者名簿に日付・時間・体温等を記入すること（入退出時刻双方を記入すること：濃厚接触者判断のため）

→体調不良、37.5 度以上の発熱がある場合は、速やかに NF スタッフ（岩崎・中澤・三浦・遠藤・蛭江・増田・馬場・塚本のうち 1 名）に連絡をし、利用を中止すること

2) 体温測定にて問題がなければ、トレーニングルーム内の所定のかご内にある物品消毒用の使い捨て手袋（P9「3-4」および P11「4-7」参照）を用い、手指（車いす使用者はハンドリムも）消毒後、利用を開始する

※基礎疾患の関係で、手袋を口で着脱する必要がある選手においては、原則手袋を着用せず、物品消毒後に必ず手を洗うか、消毒をすること。どうしても手袋着用が必要な場合は着用前後に手袋の消毒も行い、衛生管理に気を付けると同時にこまめにうがいをすること。ただし、公共の場でのうがいは控えること

●手洗いについて

1) トレーニング前後、またシャワールームへの出入りの前には手洗いを行うこと

2) 手洗いは、ポンプ式石鹸を使用し、30 秒以上行うこと

3) 手を拭く際には、ペーパータオルまたは自身で持参したタオルを用いること。（濡れた手でドアノブに触らない、タオルの共有は避ける、乾燥式の機械の使用は推奨しない）

4) トイレを利用する際には、対人距離に気をつけること

5) 手に麻痺のある選手は、手洗いが頻回になることや、アルコールの影響により、手荒れの可能性がより高い。ハンドクリーム等を積極的に使用し、手に傷口を作らないよう注意すること

●更衣について

1) 更衣に関しては原則自宅や宿泊先の個室で済ませること

2) 屋外のシャワールームを利用する場合は、入室前に手洗いをし、1 名ずつの入室とする。また、利用後はドアノブ、シャワーなど接触の多い部分を利用者自身で消毒すること。NF 拠点テニスコート受付に消毒用ワイプおよび消毒液を常備しておくが、消毒液は原則各自持参することとする

3) シャワールームの換気扇は常に回しておくこと、また利用後は、窓やドアは開けたままにし、換気に留意すること

3. 屋内／屋外テニスコートにおける感染予防のための手順とルール

●テニスコート利用の手順

- 1) 屋内外コートにおける利用制限人数は各 Phase により異なる (P5「表 1」参照)。また、対人距離 (2m 以上) を保つこと。また、室内コートは可能な範囲で換気を行う
- 2) 出入り口ならびにコート内での移動の際には、近くで交差しない様、対人距離に気をつけること
- 3) コート内のベンチは、対人距離を保つことを基本とし利用可とする
- 4) 練習終了後は、ベンチ・ツール・ボールかご・ボールキャスター等を消毒すること
消毒の際には、マスク及び手袋の着用を徹底すること (使い捨て手袋はトレーニングルーム内の所定のかご内にあるものを利用すること)
- 5) 練習前後等、コーチや練習相手との握手やハイタッチ等の身体接触は禁止とする
- 6) 練習中以外は、必ずマスクを着用すること
- 7) 良好な衛生状態を維持し、可能な限り様々なツールの表面に触れないこと
- 8) トイレ・更衣室の使用前後、また、手すり等の表面に触れた後など、定期的に手を洗い、消毒すること (消毒液は原則各自持参)

●練習前のルール

- 1) 車いす使用者は、コートに入る前に、タイヤのふき取りとハンドリムの消毒をすること
また、立位者およびスタッフは、以下の対応とする
 - * 外コートの場合：シューズの履き替えは不要だが、出入りの度に除菌シートにてシューズ裏を消毒すること
 - インドアの場合：コートに入る前に、外履シューズから練習用シューズに履き替えること
- 2) ベンチ使用においては、複数人での共有は避け、ラケットバッグ等を置く場合も一定の距離を保つように留意する
- 3) ボールおよびボールかごは、各自持参すること
 - ※Phase1-2 では、ボールの共有を避け、各自持参したボールのみを使用
 - Phase3 以降では、練習グループによる同一コート上でのボールの共有を可能とする

●練習中のルール

- 1) ウォーミングアップは、相手コートには侵入せずに、自陣のコートにて行うこと
- 2) 基本的にストレッチマットは持参し、使用前に選手自身で消毒をすること。施設のストレッチマットを利用する場合は消毒を実施した上で、各自のタオルで顔周辺を覆いながら利用する事を推奨する

- 3) 飛沫防止の観点から、トレーニング中に不要な私語や大きな声を出すことは避けること
- 4) 飲み物、タオル等の他人との共有は禁止とする
※ドリンクの冷却についても個人にて準備・管理を行うこと
- 5) 練習中でも頻繁に手指のアルコール消毒を行うこと
- 6) 汗を拭いたウェットティッシュ・タオル等のゴミは、ビニール袋等に入れ、密封に縛った状態で、各自持ち帰ること
- 7) ラケットをテーピングで固定する必要がある選手は、テーピングは個人のものを使用し、他人と共有しないこと
- 8) 基礎疾患の関係上、ハサミやテーピングを口で操作する選手は、個人の道具を使用し、衛生管理に気をつけると同時に、こまめにうがいをする。ただし、公共の場でのうがいは控えること

●練習後のルール

- 1) クールダウンは、相手コートには侵入せずに、自陣のコートにて行うこと
基本的にストレッチマットは持参し、使用前に選手自身で消毒をすること。施設のストレッチマットを利用する場合は消毒を実施した上で、各自のタオルで顔周辺を覆いながら利用する事を推奨する
- 2) ペットボトル、使用後のテーピング等のゴミは、各自で持ち帰ること
- 3) 車いす使用者は、練習後コートを出る時にタイヤをふき取り、ハンドリムを消毒する
- 4) 車いすと同様に、杖、義手や義足等の補装具使用者においても練習後、特に他人との接触が生じた補装具の部位の消毒を念入りに行うこと
- 5) 使用したベンチ、ネット用のハンドル、ボールかご等の備品の消毒も行うこと。また、消毒の際には、マスク及び手袋の着用を徹底すること（使い捨て手袋はトレーニングルーム内の所定のかご内にあるものを利用すること）

●味の素 NTC テニスコートの利用について

- 1) 味の素 NTC テニスコートの利用に関しては、公益財団法人日本テニス協会ガイドラインに準ずることとする。

4. トレーニング室における感染予防のための手順とルール

●トレーニング室利用当日の対応

- 1) トレーニング室出入り口には、手指消毒剤を設置するものとし、入室前に必ず消毒すること（車いす利用者は、入室の際、タイヤ・ハンドリムも併せて消毒すること）
- 2) トレーニング室内で会話する際にはマスクを着用する事（トレーニング中は着用しなくても良い）
- 3) トレーニング前後にはポンプ式石鹸で手洗いを行うこと（30秒以上の手洗い）
- 4) トレーニング室内で大きな声を出したり、叫んだりしないこと、また唾や痰を吐く行為は避けること
- 5) 選手に対応するNFスタッフは常時マスクの着用を必須とする
- 6) トレーニング室利用に係る人数制限はPhaseによって変更していくものとする（P5「表1」参照）
- 7) トレーニング室内の利用者が触れる場所、スポーツ用具は使用毎に除菌シート（次亜塩素酸水、アルコール配合液など）を使い清潔を保つこと（特にトレーニング用マットや利用頻度の高いトレーニング機器）
※消毒の際には、マスク及び手袋の着用を徹底すること（使い捨て手袋はトレーニングルーム内の所定のかご内にあるものを利用すること）
- 8) トレーニング強度の高い場合は、呼吸が激しくなるため、通常よりもさらに距離を空けること
- 9) トレーニング室が密閉された空間となることを防ぐため、必要十分な換気を徹底する
※1時間あたりの空気の入れ替え回数 → 3回以上を目安とする
※可能であればトレーニングルームの窓は常に解放しておく
- 10) 隣り合わせのトレーニング機器を同時に使用しないようにし、利用者間で使用の順番を考慮すること

●トレーニング室内での飲食、ゴミの廃棄について

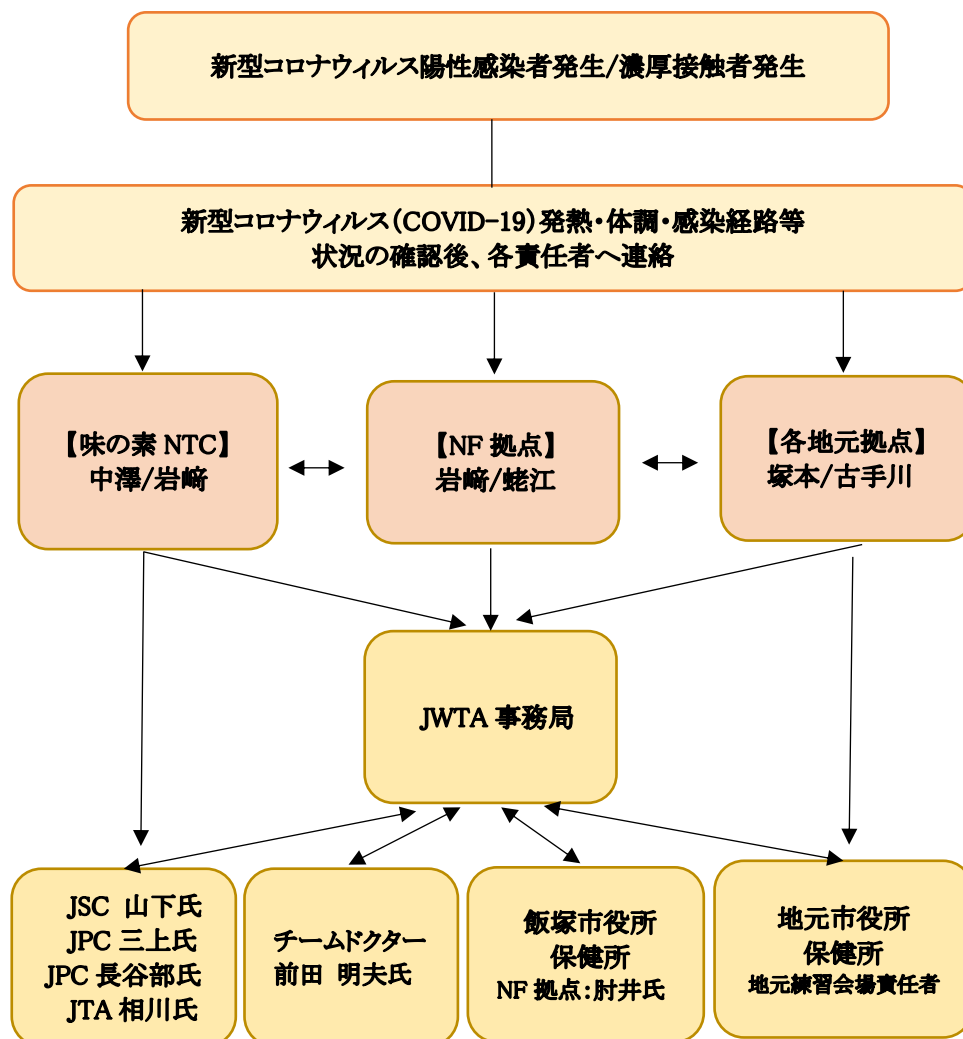
- 1) トレーニング室内での食事はPhase5になるまでの期間、禁止とする
- 2) 開封したペットボトルは他人の物との入れ替わりを防ぐため、必ず油性ペンで名前を記入すること
- 3) ゴミはビニール袋等に入れ、密封に縛った状態で、基本的に各自持ち帰ること。特に、鼻水や唾液などが付いたゴミの取扱いには十分に注意すること
- 4) マスクや手袋を脱いだ後は、必ずポンプ式石鹸と流水で手を洗い、手指消毒する

5. 新型コロナウイルス陽性感染者が発生した場合の対処

＜新型コロナウイルス陽性感染者が発生した場合の対応手順＞

- ① 飯塚市役所、保健所、NF 拠点へ報告（求められる情報の速やかな開示）
- ② 濃厚接触者、接触者のリストアップ
- ③ 保健所の指示を仰ぎ、早い段階で NF 拠点の閉鎖が決定した場合、関係者への即時周知
- ④ 同時間帯の利用選手、スタッフへの連絡
- ⑤ 行政に対する関連者リスト提出を求められる場合を想定し、抽出するデータベースの確認や作表手順などの具体化
- ⑥ 施設汚染発生時の専門業者による施設消毒を想定し、既存取引先・地域の業者への連絡（NF 自体が対応するのか、NF 拠点の運営側が対応するのかにより対応が異なる）
- ⑦ メディア公表有無については、都度 NF にて協議し決定

●新型コロナウイルス陽性感染者/濃厚接触者が発生した場合の緊急連絡経路



6. 参考文献

- 1) 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策としてのスポーツ活動再開ガイドライン
(HPSC 版)
<https://www.jpnsport.go.jp/hpsc/Portals/0/katudousaikaiguide.pdf>
- 2) JTA 今後の活動（味の素 NTC 活用）に向けたガイドライン
<https://www.jsad.or.jp/paralympic/news/パラアスリートのための新型コロナウイルス感染症予防について.pdf>
- 3) スポーツ庁ホームページ(スポーツ関係の新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン)
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html
- 4) 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会 スポーツ大会等の再開に向けた感染予防ガイドライン
https://www.jsad.or.jp/news/detail/20200515_002154.html
- 5) 一般社団法人日本フィットネス産業協会 フィットネス関連施設における新型コロナウイルス対応ガイド
https://www.fia.or.jp/wp-content/uploads/2020/01/corona_rule_b_06.pdf